

特定第二種国内希少野生動植物種の選定について

令和3年度から特定第二種国内希少野生動植物種（以下、特定第二種という。）の本格指定を開始するにあたり、制度の概要、運用について以下のとおり整理する。

1. 制度の概要

特定第二種は、現行の国内希少野生動植物種の規制のうち、販売又は頒布等の目的での捕獲等、譲渡し等及び陳列・広告のみを規制する新しい制度として平成29年度の種の保存法の改正において創設された（改正法は平成30年6月に施行）。

特定第二種では、調査研究や環境教育等目的での捕獲等、譲渡し等は規制されないため、これらの取組を阻害せずに、大量捕獲による個体数減少の抑制や積極的な生息地・生育の保全の推進等により、野生動植物の種の保存に資することが期待される。

令和元年度に、トウキョウサンショウウオ、カワバタモロコ、タガメの3種を特定第二種に先行指定した。これらの事例を踏まえ、令和3年度より特定第二種の本格指定を進めることとしている。

この制度は、主に里地里山等の二次的自然に依存している絶滅危惧種の保全を念頭に置いたものであるが、それ以外の環境に依存する種であっても、制度の特徴が、その種の保全に適している場合には活用を図ることとする。ただし、特定第二種の規制で十分ではない状況が確認された場合には、国内希少野生動植物種への指定変更を検討する。

【定義】

条文上の特定第二種の定義は以下のとおり。

・種の保存法第4条第6項

- 6 この法律において「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。
- 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。
 - 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。
 - 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。
 - 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

・希少野生動植物種保存基本方針 第二 4

4 特定第二種国内希少野生動植物種

特定第二種国内希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種のうち、次のいずれにも該当するものを選定する。

ア 第二1（1）イ又はウに該当する種※

イ その存続に支障をきたす程度に個体数が著しく少ないものでない種

ウ 生息・生育の環境が良好に維持されていれば、繁殖による速やかな個体数の増加が見込まれる種

エ ワシントン条約附属書Iに掲載された種(我が国が留保している種を除く。)及び渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種以外の種

※希少野生動植物種保存基本方針

第二1(1) 国内希少野生動植物種

ア その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種

イ 全国の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種

ウ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種

エ 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種

2. 行為規制

国内希少野生動植物種の各指定区分の捕獲等及び譲渡し等の規制内容は以下のとおり。

表. 国内希少野生動植物種の区分毎の規制内容

区分	捕獲等		譲渡し等	
	販売・頒布目的	それ以外	販売・頒布目的	それ以外
国内希少野生動植物種	×	×※1	×	×※1
特定第一種	×※2	×	○※3	○
特定第二種	×	○	×	○

※1 学術研究又は繁殖等、公益的な目的の捕獲や譲渡しで、環境大臣の許可を受けた場合は可能。

※2 特定国内種事業に係る譲渡し又は引き渡しのためにする繁殖の目的で行う捕獲で、環境大臣の許可を受けた場合は可能。

※3 事業を行おうとする者は、あらかじめ環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

法第9条第2項及び法第12条第3項の規制の適用例

行為の例	特定第二種の規制
インターネットオークション・店頭での個体等の販売・購入	規制対象
個人間での個体等の販売・購入	規制対象
店頭・商業目的のイベントにおける個体等の無償配布	規制対象
学術研究や生息状況の調査を目的とした捕獲等又は譲渡し等	規制対象外
系統保存や野生復帰等の保全を目的とした飼育又は繁殖に伴う個体等の捕獲等又は譲渡し等	規制対象外
特定の個人に対する商業目的でない個体等の譲渡し等	規制対象外

3. 特定第二種指定により期待される効果

- (1) 販売・頒布目的の捕獲の停止
 - (2) 全国における流通の停止
 - (3) 保全活動や調査研究、ふれあい活動の促進
 - (4) 生息地等保護区、保護増殖事業、生物多様性保全推進支援事業の活用
 - 捕獲・飼育などを伴う保全活動や環境教育等の活動を妨げずに、販売等を目的とした大量捕獲等のみを規制しながら保全を促進することができる。
- ※ 先行指定種における指定効果の検証は別紙参照。

4. 候補種選定の考え方

- 候補種の選定に当たっては、種の保存法第4条の要件及び希少野生動植物種保存基本方針に定めた要件を満たすもののうち、施策効果等を踏まえて選定する。

<特定第二種に適する種の例>

- ・地域での保全活動によって生息地保全が見込まれる種（先行指定された3種）
- ・流通目的の捕獲等が減少要因の一つと考えられ、流通目的の捕獲等を規制することで種の保全が見込める種
- ・国内希少野生動植物種の規制内容では厳しすぎる種（種の存続に管理行為が必要な種等） 等

5. 今後の保全対策の方向性

- 生息・生育地の減少又は劣化への対策が有効な特定第二種については、保全の手引の作成等により保護対策を周知するとともに、必要に応じて生息地等保護区の指定や保護増殖事業計画の策定をはじめとした関連制度・事業を積極的に活用する。
- 捕獲を過度に増長させることのないよう、特定第二種の指定に当たっては、保全上の留意点をまとめた資料や普及啓発資料を併せて作成し、適切な情報発信を行う。
- 特定第二種については、各種について関係主体が取り組む保全活動を含めて、環境省ウェブサイトに掲載し、全国各地における保全の取組を後押しする。生物多様性保全推進支援事業等を活用した民間主体の活動も支援・共有化を図る。

先行指定3種の効果検証結果について

令和元年度に特定第二種に指定された3種（トウキョウサンショウウオ、カワバタモロコ、タガメ）についてヒアリングや流通状況調査等を元に指定後の効果や課題について検証した。

1. 指定後の状況変化、効果等

○ 販売頒布目的の捕獲や流通の停止、抑止効果

- ・ 指定後の生息地における違法捕獲、大量捕獲等は確認されていない（3種共通）。
- ・ 指定以前にはインターネットオークション等での流通が多く確認されていたが、指定後の環境省による調査では流通は確認されていない（トウキョウサンショウウオ）。
- ・ 指定後の違法取引の摘発が1件あった（トウキョウサンショウウオ）。
- ・ 特定第二種に指定されたことにより販売目的の捕獲等を規制することができるため、保全の現場において違法捕獲を発見した場合の抑止力になりうるとの意見もあった。
→指定以降、生息地における大量捕獲は確認されておらず、違法取引についても摘発の体制が機能しており、指定による販売の停止が捕獲の抑止力となっていることが確認された。

○ 保全活動や調査研究、ふれあい活動の促進

- ・ 種の保存法の指定種であることにより保全の理解を得やすくなり、水族館での展示や域外保全への協力、地方自治体や他省からの保全に対する協力が得られるようになった（カワバタモロコ）。
- ・ 特定第二種指定後に環境省の生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）の交付を受けたことにより、保全活動や生息状況調査等を進展させることができ、一部では繁殖地の拡大等が確認された。（トウキョウサンショウウオ・タガメ）。
- ・ 特定第二種指定前には採集者対策のために生息地の情報を公開できなかったが、販売・頒布目的の捕獲等が規制されたことで、生息地であること活かした農作物の付加価値化の取組等、地域と連携した保全を考えられるようになった（タガメ）。
→指定により、関係者との協力体制の構築や交付金の活用等による保全活動や生息状況調査の進展が確認された。

2. 今後の課題等

- 特定第二種の認知度が低く、一部の専門家や保全活動の関係者以外には指定されたことが認知されていないため、子どもも含めた幅広い世代に対する周知が必要（3種共通）。
- 特定第二種指定後の保全活動について生息環境整備やモニタリングの継続等、長期的に活動を継続できるような支援や仕組み作りが必要（3種共通）。
- 保全活動を幅広く展開するためには、個々の事例を他の地域での活動に生かすため、保全の手引の作成に加え、特定第二種の保全関係者の間で情報共有し、意見交換できる仕組みが必要（3種共通）。